

令和4年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年1月23日（月） 午前8時56分から午前9時53分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	欠	郷原 實行	欠	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
欠	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
欠	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	欠	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主任主事 兒高 翔
主 査 凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
 - ・ 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・ 農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・ 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・ 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・ 非農地証明について
 - ・ 農地移動適正化あっせん申出について
 - ・ 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- 〔その他〕

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 新原 晃憲 委員 ・ 大園 和幸 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年1月23日(月) 開会 午前8時56分 閉会 午前9時53分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、福元副会長、園田委員、寺下委員、倉田委員、郷原委員の5名です。

出席委員数は、16名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、徳田委員、高田委員、森園委員、永山委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号1番の新原委員と、2番の大園委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第74号につきましては、1頁から65頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年1月24日です。合計面積は、29万2千199㎡、うち更新分9万2千507㎡、内訳として、田が3万2千547㎡、畑が25万9千652㎡です。利用権を設定する者が82人、設定を受ける者が48人です。始期は、いずれも令和5年2月1日です。期間は、1年、3年、3年4か月、5年、6年、6年5か月、8年、10年、20年です。次の3頁から44頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から2番までは、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、次の3番から8頁の10番までは、設定期間が3年です。3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で新規設定。6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で再設定。10番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、8頁、次の11番は、設定期間が3年4か月です。11番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、次の12番から21頁の36番までは、設定期間が5年です。12番、13番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、14番、15番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、16番は、賃借権で新規設定。17番は、使用賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番、19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、21番は、賃借権で新規設定。22番は、使用賃借権で新規設定。

次に、15頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、25番、26番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、27番は、賃借権で再設定。28番は、使用賃借権で再設定。

次に、18頁、29番は、使用賃借権で再設定。30番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、31番、32番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、33番、34番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、35番は、賃借権で再設定。36番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、22頁、次の37番から32頁の58番までは、設定期間が6年です。37番、38番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、39番、40番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、43番、44番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、45番は、賃借権で新規設定。46番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、47番、48番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、49番、50番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、51番、52番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、53番、54番は、賃借権で再設定。

次に、31頁、55番は、賃借権で再設定。56番は、使用賃借権で再設定。

次に、32頁、57番は、賃借権で再設定。次の58番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、33頁、次の59番は、設定期間が6年5か月です。59番は、賃借権で新規設定。

次の60番から34頁の61番までは、設定期間が8年です。60番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、61番は、賃借権で新規設定。

次の 62 番から 41 頁の 75 番までは、設定期間が 10 年です。62 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、63 番、64 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、36 頁、65 番、66 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、37 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、69 番、70 番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、次の 71 番から 40 頁の 74 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明いたします。

次に、41 頁、次の 75 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次の 76 番から 44 頁の 80 番までは、設定期間が 20 年です。76 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、77 番は、使用貸借権で新規設定。78 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、79 番は、使用貸借権で新規設定。80 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 44 頁までの 80 件の利用権設定ですが、7 頁の 3 年もの 10 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席をいただき審議します。

（藏ヶ崎委員：退席）

議 長 　　事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　7 頁の 10 番は、借人藏ヶ崎委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　藏ヶ崎委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（藏ヶ崎委員：着席）

議 長 　　藏ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、21 頁の 5 年もの 36 番が、議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

（上野委員：退席）

議 長 　　事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　21 頁の 36 番は、借人上野委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　上野委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上野委員：着席)

議 長 上野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、32 頁の 6 年もの 58 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、福元里美委員に退席をいただき審議します。

(福元里美委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 32 頁の 58 番は、借人福元里美委員の夫が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元里美委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元里美委員：着席)

議 長 福元里美委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、39 頁の 10 年もの 71 番から 41 頁の 74 番までが、議事参与の制限にあたりますので、榎原委員に退席をいただき審議します。

(榎原委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 39 頁の 71 番から 41 頁の 74 番までは、借人榎原委員が賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 榎原委員に係る 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

議 長 榎原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、41 頁の 10 年もの 75 番が、議事参与の制限にあたりますが、倉田委員が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 41 頁の 75 番は、借人倉田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの72件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、45頁から52頁です。まず、45頁で説明します。公告年月日は令和5年1月24日、合計面積は、3万704㎡です。内訳としまして、田が6千507㎡、畑が2万4千197㎡です。所有権を移転する者が10人、所有権の移転を受ける者が10人です。

次に46頁、次の1番から49頁の6番及び49頁の8番から51頁の10番までは、全て所有権移転協議が成立したのですが、48頁の5番は議事参与の制限にあたりますので後ほど説明します。また、49頁の7番はあっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。以上です。

議長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの10件ですが、48頁の5番が議事参与の制限にあたりますが、倉田委員が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 48頁の5番は、譲受人の倉田委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 倉田委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、49頁7番は、あっせん事業活動報告書が52頁にありますので、あっせん委員の田村委員に報告をお願いします。

田村 議席番号10番の田村です。7番について報告いたします。12月26日、譲渡人と譲受人確認のもと、記載の委員2名と事務局職員が同席し、串良総合支所会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、酪農、肉用牛の生産を主としておられます。協議の結果、10a当たり30万円の総額46万8千300円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したものの1件と、所有権移転協議が成立したものの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、53 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、53 頁から 65 頁です。53 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 1 月 24 日です。合計面積は、5 万 8 千 605 m²で、うち、田が 2 万 8 千 695 m²、畑が 2 万 9 千 910 m²です。利用権を設定する者が 22 人、利用権の設定を受ける者が 13 人で、新規設定 23 件です。始期は全て、令和 5 年 2 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。

54 頁をご覧ください。次の 1 番から 58 頁の 10 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、55 頁、3 番、4 番は、賃借権。

次に、56 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、57 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、58 頁、9 番は、賃借権。10 番は、使用貸借権。

次に、59 頁、次の 11 番から 65 頁の 23 番までは、設定期間が 10 年です。11 番、12 番は、賃借権。

次に、60 頁、13 番、14 番は、賃借権。

次に、61 頁、15 番、16 番は、賃借権。

次に、62 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、63 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、64 頁、21 番、22 番は、賃借権。

次に、65 頁、23 番は、使用貸借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、54 頁から 65 頁までの中間管理権設定 23 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、66 頁、議案第 75 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 75 号につきましては、66 頁から 70 頁です。今回は、所有権移転 18 件、使用貸借権 1 件の計 19 件です。

初めに、66 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 2 千 206 m²の贈与です。2 番は、田が 1 筆で 1

千 841 m²の贈与です。3番は、畑が1筆で1千407 m²の売買です。4番は、田が2筆で1千189 m²の売買です。5番は、田が5筆、畑が2筆で6千760 m²の売買です。

次に、67頁です。6番は、田が3筆で1千390 m²の売買です。7番は、畑が2筆で510 m²の売買です。8番は、田が2筆で987 m²の売買です。

次に、68頁です。9番は、田が1筆で248 m²の贈与です。10番は、田が1筆、畑が1筆で1千989 m²の売買です。11番は、畑が2筆で2千269 m²の贈与です。12番は、田が2筆、畑が2筆で4千44 m²の売買です。

次に、69頁です。13番は、畑が1筆で248 m²の売買です。14番は、畑が1筆で2千214 m²の売買です。次の15番から70頁の19番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、69頁の15番から70頁の19番までを堀之内委員に、報告をお願いします。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。去る1月13日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

69頁の15番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の社会福祉法人で、社会福祉事業の一環として体験農業を実施するとのことであり、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷や野菜を作付けするとのことでした。

次に16番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、県外にいる親戚の譲渡人から頼まれて農地を譲り受けることとなったもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、米や甘藷を作付けするとのことでした。

次に70頁の17番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、現在の経営農地は全て大崎町となっております。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、自家用の野菜を作付けするとのことでした。

次に18番ですが、19番と関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、18番で5年間の使用貸借権を設定することで下限面積要件を満たすもので、これを受けて19番で所有権移転の申請を行うものです。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、大根や葉野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました19件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71 頁、議案第 76 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 76 号につきましては、71 頁です。今回は、2 件です。次の 1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 3 回総会で審議済です。2 番は記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、71 頁の 2 番を立元委員に、報告をお願いします。

立 元 推進委員の立元です。去る 1 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

71 頁の 2 番ですが、申請地は、鹿屋南町郵便局の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、72 頁、議案第 77 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 77 号につきましては、72 頁から 73 頁です。

まず、72 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会で審議済です。2 番は、建売住宅、車庫兼倉庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 5 回総会で審議済です。3 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会で審議済です。4 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 1 回総会で審議済です。

次に、73 頁、次の 5 番から 8 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、73 頁の 5 番から 7 番までを榎原委員に、8 番を中尾委員に、報告をお願いします。

榎 原 議席番号 12 番の榎原です。去る 1 月 12 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申

請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、73 頁の 5 番ですが、申請地は、郷之原簡易郵便局の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、6 番ですが、王子町公民館別館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地の隣接地に整備する賃貸住宅へ進入するための通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、7 番ですが、鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅、駐車場及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、5 番から 7 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中 尾 推進委員の中尾です。去る 1 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

73 頁の 8 番ですが、申請地は、鹿屋内陸工業団地の西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行われており、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請 8 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、74 頁、議案第 78 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 78 号につきましては、74 頁から 85 頁です。75 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 10 件で、田が 19 筆、畑が 13 筆、計 32 筆となっております。対象面積は、田が 9 千 220 m²、畑が 1 万 4 千 401 m²、計 2 万 3 千 621 m²となっております。次の 76 頁から 85 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、74 頁の 1 番から 5 番までを村山委員に、6 番から 75 頁の 10 番までを谷口委員に報告をお願いします。

村山 議席番号 17 番の村山です。去る 1 月 12 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、74 頁の 1 番ですが、周辺図等は 76 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の方で、申請地に植林を行い山林として管理する計画です。申請地は大始良中学校の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地です。申請地は農業公共投資の対象となっていない地域であることから、許可基準の「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 77 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を建築する計画です。申請地は吾平小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 78 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の医療法人で、申請地に診療所及び駐車場を建築する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 79 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を建築する計画です。申請地は寿北小学校の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内のため、第 2 種農地です。申請地は住宅等の連たんする区域に近接することから、許可基準の「市街地近接農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は80頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅、車庫及び学習塾を建築する計画です。申請地は笠之原インターチェンジの南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内のため第2種農地です。申請地は住宅等の連たんする区域に近接することから、許可基準の「市街地近接農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る1月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、74頁の6番ですが、周辺図等は81頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、既存施設に隣接する申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は鹿屋申良ジャンクションの西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地です。既存施設の面積が3,252.15㎡で、申請地は既存施設の面積の2分の1を超えないことから、許可基準の「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は82頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産を営む法人で、既存施設に隣接する申請地に牛舎を建築する計画です。申請地は祓川小学校の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている、農用地区域内の農地です。変更内容が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、75頁の9番も関連があるので併せて報告します。周辺図等は83頁及び84頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人はいずれも市内の法人で、申請地に8番は薬局及び駐車場を、9番は隣接する施設のための駐車場を建築する計画です。申請地は肝属家畜保健衛生所の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地です。既存施設の面積が26,101.44㎡で、申請地は既存施設の面積の2分の1を超えないことから、許可基準の「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に75頁の10番ですが、周辺図等は85頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅4棟及び進入道路を建築する計画です。申請地は旭原郵便局の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可

基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました 10 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、86 頁、議案第 79 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 79 号につきましては、86 頁です。今回は 3 件です。次の 1 番から 3 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、86 頁の 1 番から 3 番までを上穂木委員に、報告をお願いします。

上穂木 　推進委員の上穂木です。去る 1 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、86 頁の 1 番ですが、申請地は、鹿屋市保健相談センターの北西に位置し、平成 10 年月日不詳に一般住宅を建築しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は、輝北ダムの北東に位置し、平成 10 年及び 14 年月日不詳から山林化しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は、中央麓地区ふれあいセンターの北に位置し、昭和 57 年月日不詳から雑種地化しているとのことでした。当該地は、地籍調査が実施済みであり、その成果として令和 4 年 11 月 22 日に田から畑への地目変更登記が行われており、現在は耕作されていませんが、農地への復元が可能と思われることから、非農地には該当しないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、86 頁、3 番の判定地目が畑ということで不許可との報告ですが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、3 番については不許可といたします。

残りの 2 件についてご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

議 長 次に、87 頁、議案第 80 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 80 号につきましては、87 頁から 88 頁です。今回、新たに譲渡希望が 87 頁の 1 番から 7 番までの 7 件です。なお、1 番、3 番、4 番及び 6 番は賃貸借も可としておりますのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が 88 頁の 1 番から 7 番までの 7 件です。なお、1 番、2 番については 2 筆併せて同一の方に貸したいとのことです。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

87 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を中塩屋委員と垣内委員に、2 番を福元副会長と入佐委員に、3 番を榎原委員と森園委員に、4 番を畠井委員と西元委員に、5 番を西ノ原委員と谷口委員に、6 番を本田委員と福元里美委員に、7 番を田中委員と中尾委員にお願いします。

次に、88 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を郷原委員と細川委員に、3 番を倉田委員と高田委員に、4 番を福元副会長と入佐委員に、5 番の獅子目町を榎原委員と森園委員に、5 番の田淵町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、6 番を村山委員と本村委員に、7 番を榎原委員と森園委員にお願いします。

次に、89 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料の 89 頁をご覧ください。合意解約につきましては、89 頁から 105 頁です。今回は 32 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、89 頁から、105 頁までの 32 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 10 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

次 長 2 点、お知らせとお願いをさせていただきます。

まず、運営委員会の開催についてお知らせします。2月22日水曜日総会終了後に開催します。運営委員10名の出席をお願いします。通知につきましては、後日、発送させていただきますので、よろしくお願いします。

2点目です。委員の皆様におかれましては、農地のあっせん等で関係者のお宅を訪問いただき、調査や意向の聴き取り等をしていただいていることと思います。そこで再認識とお願いをさせていただきます。関係者宅を訪問する際の対応としまして、まず、身分証明書を提示していただくこと、次に目的を明確に説明いただいてから、関係者に聞き取りを行うようにお願いしたいと思います。電話で聞き取りを行う際も、身分を明かした上で、目的を説明してから聴き取りを行うように、再認識とお願いをさせていただきます。

局長 それでは、2月の調査委員を申し上げます。

2月13日、月曜日、4条・5条の調査が、本田委員、有馬委員でございます。

同じく13日、月曜日、農振調査が、藏ヶ崎委員、森園委員でございます。

2月14日、火曜日、4条・5条の調査が、泊委員、中牧委員でございます。

同じく14日、火曜日、3条調査が、上野委員、細川委員でございます。

2月の総会は、2月22日、水曜日の9時からこの会場で開催します。

議長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和4年度第10回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)